

～一関労働基準監督署からのお知らせ（8月号）

1, 令和 7 年 6 月末現在における労働災害発生状況について

休業 4 日以上之死傷災害 71 件（前年と比較して +14 件、+24.6%）
うち、死亡 1 件（ ” + 1 件）

当署管内の令和 7 年 6 月末現在における死傷災害は 71 件で、**前年同期の 57 件と比較して +14 件 +24.6% と増加**しています。また、死亡災害も 1 件発生しています。

業種別では、製造業 22 件(前年同期比 +9 件 +69.2%)、建設業 8 件(同 -5 件 -38.5%)、運輸交通業 8 件(同 +3 件 +160.0%)、商業 7 件(同 +1 件 +116.7%)となっています。

事故の型別では、「転倒」28 件(前年同期比 +10 件 +155.5%)、「墜落・転落」19 件(同 +7 件 +158.3%)、「挟まれ・巻き込まれ」6 件(同 +4 件 +300.0%)等となっています。

労働災害特に同種災害の増加傾向に歯止めがかからない状況が続いています。災害防止に必要な基本事項「不安全行動はしない、させない」・「不安全状態は放置しない、させない」の確認及び履行を徹底しましょう。



2, 法令等の改正について

先月号で令和 7 年 5 月 14 日に労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（以下「改正法」といいます。）が公布されましたことを紹介しましたが、今月は、すでに施行されていますが

安衛法第 3 条第 3 項の「建設工事の注文者その他の仕事を他人に請け負わせる者は、施工方法、作業方法、工期、納期等について、安全で衛生的な作業の遂行を損なうおそれのある条件を附さないよう配慮しなければならない」とされていることについてお知らせしたいと思います。

安衛法 3 条 3 項は法制定当時から広く「仕事を他人に請け負わせる者」に適用されてきているものですが、建設工事の発注における不適切な工期設定や施工方法の指定が想定されていたことから建設工事の注文者を例示してきていました。

しかし無理な納期設定、作業方法の指定、経費の算定等による労働災害が起こる可能性は建設工事に限られないため、建設工事以外の注文者にも広く適用される趣旨を明確にしたものです。「仕事を他人に請け負わせる者」は建設工事以外の注文者も「仕事を他人に請け負わせる者」に含まれ、事業主体ではない個人や一般消費者等も含む趣旨ですが、そのような場合であっても、自らが注文した内容が、仕事を請け負った者の安全衛生に影響を及ぼす可能性があることを十分に理解した上で、安全で衛生的な作業の遂行を損なうおそれのある条件を附さないよう配慮しなければならないことになります。

仕事を注文する際に条件指定を行う場合には、その指定が安全で衛生的な作業の遂行に影響を及ぼすことがあるので指定内容に応じて安全衛生上、留意すべき情報等を明示するなどの配慮が必要となります。また、指定内容によって安全衛生上必要となる教育・研修の受講や機械等の検査に要した費用についても、その費用のうち教育・研修や検査の有効

労働災害防止対策の着実な実施をお願いします。

～ 特に、全体の 3 割を占める転倒災害防止対策の重点実施を！ ～

期間を受注した仕事に要する期間で按分した金額を安全衛生経費と計上する配慮も必要となります。

なお、注文の変更によって教育・研修や検査が新たに必要になる場合はこれに要する費用は注文者が負担することが適当であるため、請負金に当該費用を追加するなどの配慮も必要になります。

条文にある「施工方法、作業方法、工期、納期等」には工程・請負金の費目等が含まれるものですがこの部分については変更はありません。同じく「安全で衛生的な作業の遂行を損なうおそれのある条件」には無理な工期・納期の設定や変更、当初予定していなかった条件の注文後の付加等が含まれ、その例示として、「作業方法」、「納期」が追加されました。

発注ごとに作業場所や作業環境が異なり、仕事を受注した者が作業時に初めて具体的な状況がわかるような場合には、注文者が、作業場所を管理する者に適切な作業環境の確保を求める、作業場所を管理する者と協議し、あらかじめ作業内容や作業条件を契約時に明示するなどの対応を行うことが含まれます。

3, 夏季死亡ゼロ101運動について

すでに取り組んでいただいておりますが、6月1日から9月9日まで運動展開中です。熱中症防止、墜落災害防止、機械設備災害防止、車両系機械災害防止の重点事項に対する取り組みを引き続きお願いします。

4, 「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」期間中です

令和7年5月から9月末迄の間は、「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」期間となっており、ここ一関でも気温38℃を記録するなど熱中症の発生する危険性が高い状態が継続していますので、各事業場の皆様も、重点取組期間中に実施すべき事項を点検していただくとともに、キャンペーン期間中には熱中症対策の着実な実施についてお願い申し上げます。

5, 休暇の取得について

これからのお盆にかけての時期は年間で疲労がピークに達する時期となります。昔からお盆の時期にまとまって休んでいたのはとても理にかなったことであったのです。

まとまった休暇を取得して心身をリフレッシュするようにお願いします。

6, 一関監督署受信専用メールアドレスの開設について

事業場の労務管理・安全衛生担当者からの受信専用として

ichinosekirouki@mhlw.go.jp

を開設していますので、是正報告などにご利用ください。



5月から9月は「STOP!熱中症クールワークキャンペーン」期間です!
~ 熱中症対策を着実に実施しましょう! ~